議案第８０号

白岡市学童保育所条例の一部を改正する条例

白岡市学童保育所条例（平成５年白岡町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表南第二児童クラブの項の次に次のように加える。

南第三児童クラブ	白岡市小久喜６０３番地１	４０人

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年３月１日から施行する。

（準備行為）

２　入所申請その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和４年１１月２４日提出

白岡市長　藤井　栄一郎

提　案　理　由

南第三児童クラブを設置することに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。